

学習会記録集

成年後見制度

遺言のイロハから学ぶ

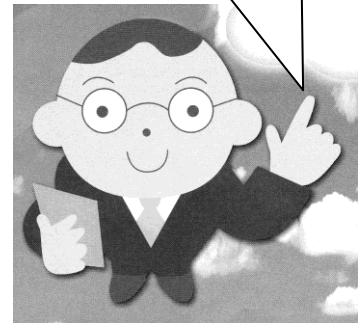
Q: 身寄りがなく、ひとり暮らしをしています。
今は元気で生活に不自由はありませんが、近い将来、自分の財産や身の回りのことがどうなるか不安です。

Q: 知的障がいを持つ子どもの親です。
親も年々高齢になり、私が亡くなった後の子どもの生活が心配です。

Q: ひとり暮らしの母が最近判断能力が衰え、訪問販売で必要もない高額な商品を買わされました。

認知症高齢者・親亡き後の障がい者の財産管理、生活の安心は出来ていますか。

たとえば、あなたの身の回りにこんな不安はありませんか？



日時 6月26日(火) 午後1時~3時

場所 富田ふれあい文化センター小ホール

高槻市富田町 4-15-28 TEL 072-694-5451

* 阪急富田駅から南へ徒歩5分。駐車場はありません。

講師

うまばまさたか
馬場雅貴

司法書士

成年後見センター・リーガルサポート大阪支部相談役

資料代

300円



リーガルサポートとは？

成年後見制度の普及発展のために設立した司法書士で構成された公益社団法人。

馬場さんは大阪司法書士会副会長で、高槻市桜ヶ丘南町に事務所をもち、実際に成年後見業務に携わっています。

主催者：岡本茂代表理事あいさつ（略）

市民後見人養成事業について

高槻市長寿生きがい課 国廣菜穂子副主幹

高槻市では認知症になっても住み慣れた所で永く住み続けられる取り組みの一つとして、今年度、成年後見人市民後見人養成講座のためのオリエンテーションを大阪府の他の市町村と合同でさせていただきます。

今までは司法書士、弁護士、社会福祉士とか専門職の人、あるいは親族さんが後見人になられることが多いんですが、高齢者や認知症の方が増えるに従いこのままでは対応しきれなくなってきました。

それだったら一定の知識のある市民の方を養成して市民後見人としてお手伝いしてもらおうと始められた制度です。

今年度については、高槻は7月9日にオリエンテーションを、他でもやっていますのでご興味のある方はご都合のよい日にご参加いただければと思います。

まず、オリエンテーションを受けていただいて8月末ぐらいから3月にかけて順次養成講座を開催します。中味も幅広く深いものになっていますし、施設の実習とかも数日間やる予定になっています。

かなり大変な講座になると思いますが、それ位やらないと市民後見人として活動していただく上での責任が重いということです。

ですからご興味のある方は、まずはオリエンテーションに参加していただきたいと思っています。

今日から受付開始ですが、すでに30人の応募がありますのでお早めに申し込んでいただけたらと思います。

司会（高井博史）

市民後見人について「サポート体制はどうしていくか」「もし、自分が市民後見人になった時に誰に相談したらいいのか」、みなさんもいろいろ質問があるかもしれませんが、後ほどの質疑応答の時に御質問なさってください。

講演「成年後見制度って何なの？」

－成年後見人のできること、できないこと－遺言のイロハから学ぶ－

（社）成年後見センター・リーガルサポート大阪支部
馬場雅貴司法書士

司法書士をしております馬場（ばば）と書いて、馬場（うまば）と読みます。事務所は桜ヶ丘公園のちょうど南にあります。もう24年目になります。

成年後見制度は平成 12 年にスタートしたんですが、友達の弁護士が自分が後見人になるのが嫌なんで「私になってくれ！」ということでやったのがきっかけで、今まで 31 名を担当し、残念ながら 10 名ほどはお亡くなりになって今は 20 名を担当しています。20 名も引き受けると、毎日大変で十分なことを出来ないという反省はありますが、色々なことをさせていただき、みなさんの相談相手にはならさせていただいています。

リーガルサポートとは

私たちは司法書士ですが、リーガルサポートという団体に加盟しています。法務省の認可を受けた司法書士の団体です。成年後見業務という公益的な業務をするために別の公益社団法人をつくってそこに加盟して成年後見業務をしています。

特徴としては、司法書士だからなれるというのではなく一定の研修を受け、2 年毎に継続研修を受けないと名簿から脱落します。単に会員になっているだけでは、成年後見という仕事をするのを団体としては認めていません。

名簿は家庭裁判所に提出していて、みなさんから「後見人が必要だ」「親族からの候補者がいない」場合に、家庭裁判所が我々の名簿の中から推薦します。司法書士会、弁護士会、社会福祉士会の団体も同様な形をとっています。

先程、司法書士会という名前を出しましたがけれども、もう一つリーガルサポートという団体に加盟しながら成年後見業務を行っているのご理解下さい。

紹介が遅れたのですが、今日はリーガルサポートから 1 名、斎藤佳子司法書士も来ていますので紹介します。

司法書士をご存知ですか

一般的にはみなさんが土地を買われたり、土地の相続とか建物を建てたりした時の登記手続きをしています。

最近では簡易裁判所の 140 万円までの訴訟について訴訟代理人としての仕事もしています。140 万円も超えても、書類を作成するという点では地方裁判所の業務書類の作成も行います。

そして、三つ目の大きな柱として成年後見業務も行っています。

今までは登記とか訴訟のイメージでとらえられていただいていたのかもしれませんが、成年後見人としても法務省から認可を受けており全国的には一番たくさん後見人に選任されている団体です。

1. 成年後見制度が必要とされた背景

成年後見制度は平成 12 年 4 月 1 日にスタートしました。

第一は介護保険制度のスタートです。介護保険制度も同じ平成 12 年 4 月 1 日にスタートしました。車の両輪です。

介護保険制度がスタートしたことで、なぜ成年後見制度が必要かと言うと、介護サービスが市町村の措置から契約に代わりました。契約はご本人がちゃんと判断能力がないと出来ないわけです。

第二は、高齢者世帯の増加です。そして、こうした高齢者世帯を狙った悪徳商法による被害が増えている事もあります。

第三は、銀行でお金を出す時、特に定期預金を解約される時はご本人じゃないと基本的にできませんよね。例えば、私の母親の預貯金を私が代わりに解約に行ったら、「だめですよ。ご本人を連れてきてください」と言われます。そこで母親を連れていったとしても、見るからに認知症気味だとわかると「だめですよ」と言われてしまいます。

銀行の窓口の取り扱いの厳格化も一つの大きな要因になっていると思います。

第四は、2006 年に施行された「高齢者虐待防止法」。それと「障がい者虐待防止法」も昨年 2011 年 6 月に成立して、今年の 10 月から施行されることも成年後見が必要とされる背景です。

2. 老後の不安や心配？

みなさん、老後を過ごす時に何が心配ですか。体の健康ですよ。もう一つは健康な心と精神です。

心の健康のためには、心配事があると未然に解消していかないといけません。老後の心配や不安としてどんなことがあるかです。

一番目は自分の健康（身体）と財産、お金の話。

二つ目に、家族の看護や介護、扶養です。

三つ目は、亡くなった後の心配です。そんなに自分は財産がないといっても「相続で子どもたちに争いが起きないか」「自分が死んだ後、葬儀は誰がやってくれるのか」「兄弟は遠方において、お互い高齢やし来てくれるやろか」。または、「世話をかけたくない」とかで葬儀の事も心配になります。

これは、おそらくみなさん共通の心配事だと思います。

今日は事前にご質問をいただいているので紹介していきます。

「親亡き後の子どもを思うと、障害年金の中での生活ですが、制度の費用はどの程度ですか？」という質問。制度の内容もさることながら、お金がどのくらいかということも心配ですよ。

「成年後見という言葉は聞くけれども、どんなことをしてくれるんやろ？。死ぬまでは見てくれるけど、死んだ後はどうもしてくれへんみたいや」「成年後見制度を受けるにはどんな状態になったら、どんな条件やったら受けられるんやろ？」「成年後見人になるのは、家族なのか専門家がいいのか？」等の質問が来ています。

話の中で説明していける部分もありますし、お答えできていない分は後ほど、再度質問いただいております。

3. 様々な権利擁護制度

1) 成年後見とは

「頭の方はしっかりしているけれども身体的機能が低下した」場合の介護・見守りは介護保険制度が役割を果たします。

「身体が単に不自由になった時の財産の管理」については、司法書士等と「私の財産についてはこういう管理をしてください」と契約が出来ます。

「契約を結べる」ということは、その方は頭がはっきりしているんです。契約内容が十分理解できるから、契約を締結することが出来ます。

一方で、「判断能力が低下してしまったり高齢者の方が認知症になられた」場合に、私がその方の預貯金を出せる立場にあれば何をされてもその方はわからないわけです。

もうひとつ身上監護があります。例えば、入院される場合、これは法律的には契約になります。家族は出来るんですが、家族以外の全くの第三者は正式には認められません。後見人という立場になってはじめて出来るんです。

こうした判断能力が低下した場合のお金の管理やご本人の身上監護、ヘルパーさんのサービスを受けたり病院に入院手続きをするのが成年後見人であって、その基本となるのが成年後見制度です。成年後見人というのが家庭裁判所から選ばれて財産管理をする。それが法定代理人ともいわれます。

2) 社会福祉協議会の地域権利擁護事業

「若干、判断能力が低下しているけれども、日常の金銭管理を社会福祉協議会に任せることをご理解いただける程度の判断能力をお持ち」の場合は、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業をご利用できます。これも、広い意味で成年後見の一環と思います。成年後見制度の枠組みには入っていませんが、類似の制度かなと思います。

3) 後見人で出来ないこと

－保証人・身元引受け人－

「保証人・身元引受人」「医療行為の同意」「葬儀等（死後事務）」は後見人は出来ません。

例えば、みなさん、病院に入院するときに「保証人か身元引受人を書いてください」と言われますよね。なぜ、病院が求めるかお分かりですか？

「ご本人が入院されて判断能力がなくなったとか、入院時はちゃんとしていたけど判断できなくなった時に、入院費用はだれが支払うのか」

子どもさんとか家族であれば代りに払う事が出来ますが、全くの第三者である私が後見人だからといって出来ません。

もうひとつ、病院とか施設に入る時に身元引受というのがあります。最

悪、亡くなられた時に全く身寄りがない人であれば、「遺体は誰が引き取るのか」という問題が生じます。施設だと入所者がお金を払えなくなったら施設の明け渡しを求めます。そういう事に対応するのが身元引受人で、現実的には必要になってきます。

後見人は法定代理人として、お金の支払いとかはしますが、他人の借金の保証までは出来ません。現実的にする、しないとは別に、法律上「後見人には出来ない」ということです。

一 医療行為の同意

次に「医療行為の同意」です。手術をするときは必ず求められます。手術というのは、人の体に傷をつけます。傷害ですから本来違法性ですが、違法性の阻却事由として本人が治療のためにメスを入れることに同意するから手術が出来ます。

ご本人に判断能力がなかったらどうするんだということになります。慣例で子どもさんとか奥さんとか親族の同意で現実的には対応されています。

こうした医療行為の同意は、後見人は出来ません。法律では、原則、本人なんです。「手術の方法に三つあります」と言われて、そのどれを選ぶかを後見人は選択できません。法律的には出来ませんが、現実的には同意することがあります。

法的に権限のない人が同意して効力があるのか疑問ですが、現実的にはお医者さんも一番困っておられるだろうと思います。

一 葬儀（死後事務）

次に、「葬儀（死後事務）」ですが、これも後見人には出来ません。後見人は、ご本人が生きている間はその方の代理が出来るんです。亡くなられた瞬間に代理権はなくなります。民法では、亡くなられたらその方の財産はすべて相続人に帰属します。後見人である私が、仮にその方の財産で500万円の葬儀をしたとしたら、相続人の方からなぜそんな葬儀をするのかと苦情がきます。

ですから後見人としては、逡巡します。

ただ、実務的には遺体を放置するわけにはいきませんから、埋葬までの手続きは現実的には対応せざるを得ません。権限がないのにせざるを得ないということをやっています。

「墓地、埋葬等に関する法律9条1項」では「死体の埋葬を行うものがない時、または判明しない時は死亡地の市町村長がこれを行わなくてはならない」とされています。いわゆる行き倒れの場合です。例えば、ひとりぐらして突然亡くなられた場合もそうです。

「葬儀をきちんとしてほしい」「納骨はここに」「永代供養」等をすべてきちんとしてもらおうとすると、「死後事務契約」を別にしておいていただかないとできません。ただ、認知症の方は無理ですから、判断能力が十分あって「こうなった時にはこうして欲しい」とお考えがあって出来ることです。

また、後見人の業務範囲に介護等の事実行為も入りません。あくまで、法律行為を本人に代わって行うのが後見人です。病院に入るのは入院契約という法律行為です。おむつを替える等の事実行為は入りませんが、現実的はせざるを得ないケースや、電球を付け替えるなどの対応が生じたりしますが、本来の業務である法律行為ではないということです。

4. 二つの成年後見制度

1) 法定後見

「利用者に判断能力がない、あるいは判断能力が不十分な場合に、事後的な措置としてその方の代理人になる」のが法定後見制度です。

2) 任意後見

「利用者に完全ではないが判断能力がある」場合が任意後見制度です。

「自分が認知症になった場合はこうして欲しい」とか、「終末医療についての希望」とか今後そういうことを取り決めておくことも必要になってくると思います。

ご自分がまだ十分判断能力がある時に「これから判断能力がなくなってきた時にどうして欲しいのか」を信頼できる方、これは別に弁護士、司法書士とか専門家でなくてもお友達でも親族でもどなたでも構いません。

「認知症になった時にはこうした施設に入れてほしい」とか「たまたまお金がおありで不動産とか株式とか預貯金とかがあった場合には、最初はどこから使ってほしい」とかその方とあらかじめ話をされておいて契約をする。「万が一の終末期医療」についても取り決めをしておくとか。今後は、そういうことが必要になってくると思います。

私の母は86歳ですが、自分の財産を他人にあづけるとかの習慣がないのでこうした契約を結ばれる方はまだ正直多くないです。

ですから、結果的には自分たちに判断能力がなくなって法定後見人が選ばれるケースが現実には多くなります。

5. 遺言について

次に遺言の話ですが、遺言というのは本人が死亡した後の財産や祭祀の承継に関する要望を書いていただくことです。

近年、遺言をされる方も増えてきています。男性からすると奥さんへの配慮とか、子どもさんが複数おられる場合に親はもめないようにする義務があります。親、配偶者の義務としてきっちりとしておくべきと思います。

一つには死亡後の相続等に関する争いの種を残さない。

二つ目には、家族への思いとか寄附の意思等を明確にしておく。

三つ目には、障がいを持っておられるお子さんがおられたらその看護とか、できるだけ多くその方に財産を相続したいとか。

実際に必要な場合として、夫婦間に子どもがいないケース。ご主人が亡くなった時は、ご主人のご兄弟と共同の相続になります。そうすると、現

に、自分たちが住んでいた家を奥さんの所有にする時にもめることがあります。

相続人や身寄りがいないケースでは、寄付とかの意思を明確に書かれていなかったら、すべて国庫に帰属します。

子どもが不仲のケースも親が遺言で意思を明確にしておく必要があると思います。

6. 法定後見の種類と具体的な後見事例

後見の事例をいくつか紹介します。

— 後見事例 1 —

「本人は統合失調症の症状がある他、身体的な障害がある。一人で外出も可能であるが、精神的な起伏が激しく、精神状態が悪化した時には財産管理をはじめ何もできない場合がある。

母親は身体的に少し不自由だが判断能力には全く問題がなく、母親が本人への支援をすべて対応されていた。しかし、肺がんを患い、将来的支援できない状況が予想される」という状態でした。

結果、母親と司法書士の複数が後見人に選ばれて、当初は母親が中心に後見業務を行っていました。やはり、原則は親族の方がされるべきだと思います。ただ、肺がんが悪化して入院されました。その後は、司法書士が後見業務を行うようになり、お母さんは6カ月後に亡くなりました。

これは私が実際担当した事例ですが、お母さんの葬儀、永代供養もさせていただきました。こういう場合は、二人選んでおくといいケースです。障がいのある子どもさんを持っているケースでも同様です。

障がいのある子どもさんを持つご両親が高齢になられてにっちもさっちも行かなくなっていくケースが多のですが、元気な間に親が後見人になっていただけておくと自分たちが出来なくなると自動的に裁判所が後任を職権で選んでくれます。すぐには必要性がないように思われがちですが、出来るだけ早いうちに自分たちが後見人になられて、後を誰かが引き継げるようにしておくことが必要ではないかと思います。

— 後見事例 2 —

二つ目の事例ですが、「本人は数年前から物忘れや物盗られ妄想がひどく、社協の金銭管理サービスやヘルパーの支援を受けながら自宅でひとり暮らしをしている。部屋は足元の踏み場もない状態で火の不始末があり、介護も拒否しヘルパーさんに暴言を吐くなど現実には独居困難で施設入所が必要。

自分はしっかりしているという思いがあって、中々、他人の支援を受け入れない方」です。

ところが高額の前貯金や亡くなられた姉からの相続も放ったらかしになっていたのが後見人の選任は必要でした。福祉委員の方とかご近所の方とか、火の不始末も出ているし心配されて、社協の人も入られて私も何度

かお会いさせていただいて話をしたんですが「あんた、何しに来たん！」
「私しっかりしているし、あんたの世話になりたくない！」と言われて、
現実には後見の申し立てとか進められないんです。なぜかというと、裁判
所の申し立て時に、裁判所が「あなたは馬場さんという方に後見人にして
もらいますか」と尋ねられて「何もしてほしくない」と言われたら進まな
いですよ。

「しばらく静観しよう」ということでしたが、2カ月後に自宅で転倒さ
れて救急車で搬送されました。その時は「問題がない」と戻られて、3日
後に見に行ったら「寝たきりで食事が取れていない」と福祉委員の方から
連絡を受けて救急入院したら実は骨折していたと判ったんです。

急遽、お医者さんから「手術をしなければいけない」ということで手術
の同意を府内におられた従姉妹さんにしてもらって手術をしていただきました。
これをきっかけに、ご本人も弱気になられて申し立てをする状況にな
りました。

この方のケースでは近所でも「保険会社がしょっちゅう来られている」
と少し噂になっていました。5・6年前からこの方は認知症だったのに、「生
命保険の解約と契約を繰り返している」ことがわかりました。後見人の方
が契約無効を訴えて保険料が利息を付けて全額返還されました。

私が担当していたケースでも、施設に入所している期間、NHKの受信料
が通帳から引き落とされていて、「3年前から認知症で特別養護老人ホーム
に入っておられます」と申し出て、3年前にさかのぼって返還いただいた
事も経験しています。相手方がきちんとしたところであれば、ご本人が判
断能力がないと明確に証明できればお金を取り戻すとか契約をさかのぼっ
て取り消すことが出来ます。

－ 保佐事例 1 －

次に保佐のケースです。失礼な言い方ですが、判断能力が不十分な順に
「後見」「保佐」「補助」という三つの類型があります。

「日常的なことは出来るが、複雑な判断能力は難しい」という場合が「保
佐」です。

「ご本人は借家で一人住まいをしていたが、自力で移動ははっていかな
いとだめなような状況です。一人での生活が非常に困難なため特別養護老
人ホームへの入所が必要になりましたが、日常的な金銭管理は社協の金銭
管理サービスを利用されていました。」

収入は月額11万円程度の年金のみで、財産は預貯金25万円程度でぎり
ぎりの生活ですが月々の年金があるので生活保護は受けておられませんで
した。

施設側も「万が一の際に後見人が付いていただけないと施設としては入
所が難しい。後見人、今回の場合は保佐人ですがつけてくれれば入所を受
け付けます」とのことで保佐の申し立てをさせていただきました。

この方は茨木市だったんですが、預貯金もなく収入も少なかったのをご
本人の申立費用も茨木市の助成制度が利用出来ました。本人の意思表示も

出来るし理解していただいたので本人申し立てが出来ました。

ただ、ご本人と面談しても非常に不機嫌なんです。頭がしっかりしていると、自分が動けないとかが腹立たしく情けなくなるんですね。だから、最初は施設入所も嫌がっていたんです。しかし、入られると劇的に明るくなられました。

保佐で難しいのは、本人さんが何をしてほしいかを一つひとつ確認していくんです。後見人は全て代理できますが、保佐の場合、お金の管理、アパートの契約とか 10 個ぐらい項目があるんです。通常の場合、財産管理が一番大事なのでその代理権がないと困るんですが、ご本人にしたら「お金は自分で管理したい」と思いますから「いやや！」と言われるとその代理権がもらえない場合もあります。保佐の難しさというのは、本人さんにそのことを納得してもわかないといけないんです。ご本人さんが拒否されていても、本当に正しいことを言っておられるのか、説得も必要になります。

7. 成年後見制度の利用状況

1) 申立件数の推移

成年後見制度の利用状況についてです。最高裁家庭局が「成年後見関係事件の概況」として平成 12 年度から 23 年度までの申立件数を統計資料としてまとめています。

申し立て事件数で見ると、成年後見制度がスタートしていない旧制度(禁治産・準禁治産)の平成 11 年度で後見(禁治産)は 2,963 件、保佐(準禁治産)は 671 件。両方足しても、4,000 件にもなっていません。

成年後見制度がスタートした平成 12 年には後見が 7,451 件、保佐が 884 件だったのが、平成 23 年には申立件数が 31,402 件になっています。平成 12 年からすると 3 倍以上です。毎年 3 万件以上の申し立てが続いていますが、高齢者・障がい者全体の数から比較するとまだまだ利用されていません。

私が聞いている話では、大雑把ですがドイツでは 100 万人ぐらいが選任されているそうです。これには、受け皿側の問題もあります。日本だと 100 万人を受け入れる専門職が確保できていません。だから、市民後見人の養成も必要になってきます。

平成 18 年度に申し立て件数が 32,629 件と劇的に増えていますが、この時に障がい者の集団申し立てがあったんです。ところが、ご両親がなられる場合もあるし、まずいなというのもあるんです。

子どもさんの年金をご両親が生活費として一緒に使っていることに対して後見人として不相当だと判断されたり、結果的に受け皿がなく一時的になりました。受け皿が出来ればもっと増やしていくのが本来的です。

2) 成年後見人と本人の関係

次に本人と成年後見人の関係です。平成 12 年は子ども・親・配偶者・兄弟姉妹・その他親族で 90.9%、残りの 9.1%が専門職その他であったのが、

平成 23 年では親族は 55.6%、親族以外の方が 44.4%とほぼ同じくらいに近づいています。

弁護士会でもそうですが、司法書士会でもリーガルサポートに入っているのはおそらく 2 割ぐらい。大阪に司法書士は 2,200 人ぐらいいるんですが、400 名ちょっとでまだまだ成手が少ない。

親族以外の専門職がどれだけ選任されているかということですが、平成 14 年当時は弁護士さんといえども 1,000 人以下ぐらいでした。それが平成 23 年になりますと、弁護士さんで 3,278 名、司法書士が 4,872 名。弁護士さんに比べると司法書士はいろんなところに偏在しているということでもたくさん選任されています。昨年からは弁護士、司法書士、社会福祉士に加え、行政書士の他に税理士、精神保健福祉士が数字でもカウントできるまでになり、市民後見人も 92 件になっています。色んな職種や法人が、あらゆる場面で後見人の受け皿になっていかないとだめだと思います。

必要とされる後見人の人数は無尽蔵に必要です。我々もどこからもお金は出ず、それぞれ会費を払って運営しているので大変ですが、たくさんの方の後見人という仕事をさせてもらって結果的につながりと広がりが出来るのはいいことだと思っています。

普段からも、富田地域包括支援センターのケア会議にも顔を出して相談をしやすいと心がけています。

8. 遺言に関する基礎知識

遺言には、まず「自筆証書遺言」というのがあります。

これは、遺言する人が遺言の全文を書かれて日付を入れて、お名前を自分で書かれて印鑑を押す遺言です。ですから、パソコンとかワープロで打ったのはだめです。日付が抜けてても当然だめです。

次に、「公正証書遺言」。

これは公証人役場で作るんですが、通常は司法書士とか弁護士が事前に文案をご相談させていただいて文書を公証人役場に郵送か FAX させていただき、それを公証人が公正証書遺言という形に変えて、ご本人が公証人役場に行かれた当日にその内容を確認されて公正証書遺言になります。

三つ目に「秘密証書遺言」というのがあります。

書かれて封筒に入れておくのですが、ご本人が亡くなられた後、自筆証書遺言、秘密証書遺言とも家庭裁判所で「検認」という手続きが必要です。

「検認とは、相続人に対し遺言の存在およびそのの内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加筆訂正の状態、署名など遺言の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続き」で、遺言の有効・無効は判断しません。

我々が一般的に勧めるのは公正証書遺言です。一番、無難かなと思います。以上で、後、質問を受けたいと思います。

質疑

司会 豊富な経験の中からのお話でしたのでわかりやすかったと思います。質問に移りたいと思いますが、事前に記載されている方がおられますのでその中で今日、馬場先生がお話しされた以外から先にお話しいただきます。

馬場司法書士

Q：「成年後見人はどんなことをしてくれるのでしょうか。死ぬまでは見てくれるが、死んだ後の葬儀手続き・死後の整理等はしてくれないと聞いたのですが？」

A：成年後見人は生きている間の仕事なので、法律的には死後の手続きは出来ません。ただ現実には、葬儀とか緊急を要するので、遺体の引き取りとか葬儀とかは権限がないけれども、相続人の方がおられたら事前に御連絡して「ご本人の財産の中からこういう費用を使いますがよろしいでしょうか」と対応するケースが私の場合にはあります。

ただ、相続人の方がすぐ駆けつけていただいたり、危篤で来ていただいていたたりしている場合はその方にやっていただける事になります。

Q：「成年後見を利用した際に費用はいくらぐらいかかるのでしょうか？」

A：成年後見を利用した際の費用ですが、成年後見人の報酬のことをおっしゃっているとします。

これは後見人が決めるのではなく裁判所が決めます。同じ仕事をしたとしても、預貯金が100万円の人と1,000万円の人とでは出てくる報酬は違います。仮に、年間30万円かかるとしても100万円の方が30万円を出すとしたらその方の生活が成り立たなくなります。そういう場合は極めて低額にするとか、その費用申し立てそのものを控える事もあります。

認知症になって生活保護のケースであっても、行政の補助とか利用しながらその範囲での報酬になりますので、報酬の点は心配されなくてもよいと思います。

Q：「息子2人のうち、1人が知的障がい者です。親亡き後の遺産相続・財産管理等、どのようにすればよいのか？」

A：障がいのある方への相続を遺言でされておく。そして、お母さんがお元気なうちに後見申し立てをして後見人なり保佐人になられておいて、万が一、亡くなられた時は引き継げるように手続きは進めておかれた方がよいと思います。

Q : 「成年後見制度を受けるにはどんな条件があるのか」「ご本人の状態がどの程度で成年後見が妥当とされるのか？」

A : 成年後見をされる際には、家庭裁判所に診断書を出します。精神科の医師のことが多いのですが、かかりつけの主治医さんがおられたらご本人さんの判断能力の状態を診断していただいて、「判定についての意見」のところに「自己の財産を管理し処分することが出来るかどうか」の項目があり、「出来ない」にチェックされると申し立てが出来ます。

「自己の財産を単独で処分する事が出来る」というところにチェックが入ると、成年後見は必要がないということになります。

一番軽い場合では「補助」、その次が「保佐」、そして「後見」となります。ですから、条件としては用紙にそういうチェックが入るかどうかになります。

Q : 「成年後見制度と遺言との関係について？」

A : 成年後見はあくまでご本人が御存命の間の権利擁護で、遺言は亡くなった後のことです。

Q : 「知的障がい者就労移行支援員です。親に正しい後見意識がない場合など、どのようにすれば良いでしょうか？」

A : こういった研修会とかを開いていただいて、「親御さんが元気な間に申し立てをしておかないと、にっちもさっちも行かなくなってしまったんでは支障が出る」ということを少しづつ理解していただく必要があります。

親御さんが後見人になると1年に1回、裁判所に報告する義務が発生します。預貯金の通帳をつけるなど裁判所の書式があるんですが、一般の方からすると「毎年1回といえども報告を書くのが大変だ」と思われるのも聞いています。

私が申し立てをお手伝いした方は、「私がパソコンに書式をいれるので来年になったら数字ぐらい変えるから、又、来年来てよ！」と可能な限りでサポートさせていただいています。

そのほかに質問があれば、お答えさせていただきます。

Q : 「後見人として遺言書の存在があるかないか、その内容を知っておきたいということはないのでしょうか？」

A : 後見人としては知りたいですが、その権限はありません。知らないと困ることもありますが、出来ません。

Q：「親族の後見人が減少していることについて、親族が勝手に取ってしまうとかの影響はあるのでしょうか？」

A：親族が勝手に使ってしまう事件もそれなりにあることはあります。ただ、後見人を誰が監督しているかと言え、後見監督人を選任した場合は監督人がしますが、一般的には家庭裁判所が監督しています。

ただ、数が増えると家庭裁判所で中々監督しきれないというのがあります。結果的に、本人のためではなく後見人が自分のために使ってしまうケースが多いので、家庭裁判所の意識としては「この方にしてもらおうとちょっとまずいなあ」とか「資産の多い方は専門家にしておこう」という考えは間違いなくあると思います。

しかし、身上監護とかご本人の面倒をみるとかは親族の方が良いので複数で後見人になって療養看護や身上監護は御親族が、金銭管理は専門家がやるというの也被考えられています。

Q：「複数というのは例えば、兄弟で3人でも4人でもいいということでしょうか？」

お父さんが認知症になられて、兄弟それぞれが牽制し合っている場合は、家庭裁判所は双方とも選任せず、専門家を選任します。「自分たちがなりたい！」とおっしゃっても不相当とします。

後見人を誰にするかは、家庭裁判所の専権事項です。「自分になろうと思っていたのに！」と異議申し立てを行っても一応受け付けますが、最後はだめですよとなります。

Q：「障害のある子どもがいるんですが、兄弟がしっかりしている場合でも、親族以外の後見人についていただくことは可能なのでしょうか？」

申し立てされた方が親族以外をご希望されれば、親族以外の選任は可能です。同意は必要ではありませんが、一般的には関係者の同意書をいただきます。ただ、現実問題、親族間で争いがあるところに我々が入っていくのは大変です。自分たちがなろうと思っていたのに、関係のない専門家が来た。

おっしゃっておられるような御兄弟も「自分たちでは大変だから専門家になってほしいんだ」ということであれば全く問題はないです。専門家の場合は報酬が発生します。親族でも報酬の申し立ては出来ますが、一般的には取られないことが多いので、第三者の専門家に頼まれると報酬発生がマイナス要因です。

Q：「市民後見人養成事業の現状等は？」

A：（国廣長寿生きがい課副主幹）

高槻市においても今年度からの事業ですのでこれからです。大阪市、岸和田市とかではすでに実施されていて市民後見人として選任された方がおられると聞いています。

オリエンテーションの申し込み状況ですが、30人を超える申し込みになっていますのでお早めにお申し込み下さい。

養成講座、実務講習、面接を経て後見人バンクに登録していただいて、市長申し立ての折に比較的問題がなく、例えば施設に入所されていて身寄りがいないとか相続とかでもめることのないケース。普段のお小遣いを管理するような専門家でなくてもしていただけるケースについて、受任調整会議で誰が適当かを選んだ上で裁判所に候補者として申し立てをするという事で予定しています。

閉会あいさつ

岡井すみよ副代表理事

本日はたくさんご参加いただき、ありがとうございました。

タウンスペース WAKWAK のライフサポート事業として人生のお手伝いといった新しい事業をすすめて行こうということで今回、馬場先生にご尽力いただき「成年後見制度の学習会」をさせていただきました。

みなさんも自分のパターンにあてはめてどうしようかなあと疑問も出てきたと思います。又、みなさんの御意見もお聴かせていただきながらこうした会を持たせていただけたらと思います。又、アンケートの記入もよろしく。

一番最初に、高井さんからのお話もあったように市民後見人養成事業のオリエンテーションに高槻市で30人ぐらい申し込まれているようです。是非とも、たくさんの方が参加いただいて、「地域で支え合い」というのはチームで人を支えていくというのが大事だと日々感じていますのでよろしくお願い致します。

***本記録集は、当日の発言を下に WAKWAK でまとめたものです。
したがって、文章の表現等の責任はすべてタウンスペース
WAKWAK にあります。**

6. 25 成年後見制度学習会参加者アンケート

一般社団法人タウンスペースWAKWAK

出席者 70 名 回収数 46

1. 今日のあなたの満足度は？

・大変良かった 20 ・良かった 26 ・良くなかった 0 ・大変良くなかった 0

2. 参加して、理解は深まりましたか？

・とても理解が深まった 10 ・理解できた 33 ・理解できなかった 2(時間が短すぎた) ・全く理解できなかった 0 ・不明 1

3. 今回の催しをどのような方法でお知りになりましたか？(複数回答可)

・WAKWAK からの通信・チラシ 18 ・WAKWAK ホームページ 2
・WAKWAK 以外のホームページ 1 ・メールリスト 2
・ミニコミ誌 1 ・施設設置のチラシ 12(よければ施設名 サニースポット 9
市民活動ネット 1 地域活動支援センターステップ 1 光愛会 1)
・掲示ポスター 1 ・友人・知人から 8 ・その他 3 (つながり法人 3)

4. タウンスペース WAKWA の事業についての感想は？

・是非参加したい 6 ・出来れば参加したい 28 ・参加の意思はない 3
・不明 9

5. 今後、参加してみたい内容および今日の感想があればお書き下さい。

・成年後見制度すごく参考になりました。まだまだ、知識が不足しているので今後
も取り組んでいただければと思います。今日は、どうもありがとうございました。
(60 代・つながり家族会)

・遺言のケース事例の学習機があればと思います。上記のことで、市民活動への寄
付のケースがあれば。
(70 代・NPO 団体)

・遺言、法定相続、寄附行為等、判断能力が衰える前にやっておくべきこと、やっ
ておいたほうがベターなこと等、いろいろと不安があります。少しでも気持ちが
軽くなって生きていけ、安心して死にたい準備を少しでもしておきたいです。
(60 代・つながり後援会)

- ・ 1 回ではなかなか理解しにくいので、又、勉強会その他もあれば参加させてもらいます。今日は有難うございました。(60代・つながり家族会)
- ・ 施設には後見人が必要な方がおられますが、経済的なことがあり施設の課題となっていました。市民後見人の説明を聞き、有り難く思いました。(60代・施設職員)
- ・ ありがとうございました。(70代)
- ・ 何となく理解出来ましたが、専門用語は難しいです。(50代)
- ・ いろいろな勉強会してほしいと思います。平日の今日の時間帯なら参加できると思います。司法書士さんの話は初めてで良かったです。(60代)
- ・ 経験が豊かなことが話を聞いて良く分かりました。話も聞き易くわかりやすかったです。(30代)
- ・ 成年後見制度について、遺言についても興味がわきました。2・3回、この題について聞きに行っているのですが。今日は、事例を出してもらい、今までよりハッキリとわかるようになりました。(60代)
- ・ 大変良く理解できました。市民後見人も大変なことですね。ご苦労様です。ありがとうございます。(50代)
- ・ たまたま配偶者が仕事関係で、「成年後見人の方と接する機会がしばしばある」ということを耳にして「成年後見人がいらっしやるととても助かる」と言っていました。社会貢献が重要な現代の社会情勢において、とても有意義な情報をえることが出来ました。有難うございました。(40代)
- ・ 初めてなのですが、わかりやすかったです。(30代・施設職員)

6. 最後にあなた自身のことについてお聞かせ下さい。

年代 ・10代 ・20代 2 ・30代 4 40代 5 ・50代 6 ・60代 20
 ・70代以上 8 ・不明 1

すまい ・高槻市内 30 ・市外 7 ・不明 9